

○議長（一條 光君） 通告7番、2番尾形 明君の一般質問を許可いたします。御登壇願います。

〔2番 尾形 明君 登壇〕

○2番（尾形 明君） それでは、通告どおりに質問させていただきたいと思います。

今回の震災について、総じて町の対応につきましては、災害の情報収集、町民への情報伝達、ライフラインの復旧、人道支援等々、加美町の災害本部、そして職員の頑張りについてはエールを送りたいなというふうに思っております。もし、評価表があつてA、B、Cとするならば、Aランクに評価されるのではないかなというふうに私自身思っております。職員の皆さんには、今後とも大変でしょうが、復旧・復興のために頑張っていたいただきたいなというふうに思います。

それで、町が今回の震災について、どのような考え方のもとに対応してきたのか。また、今後の防災に対する考え方、あるいは課題について質問をさせていただきたいと思います。

2番目には、我が町の学校教育将来構想について。

「加美町はひとつ」「加美町をひとつに」を目指すのであれば、小中学校の再編、統合をいち早く町民に示すべきではないかというふうに思います。よろしく願います。

○議長（一條 光君） 町長。

〔町長 佐藤澄男君 登壇〕

○町長（佐藤澄男君） 尾形 明議員から御質問をいただきました2カ件につきましてお答えを申し上げます。

最初は、この東日本大震災における町の対応と今後の防災対策ということで、個人的評価であるがAランクをあげたいという評価をいただきましたこと、ありがたく思っております。何せ、震災発生直後から災害対策本部を設置をいたしまして、今なお継続中でございます。我が町のことのみならず、沿岸部の皆さんを受け入れをいたしまして、避難所を設置をしておること、いろいろ言うは易し行うは難しでございます、この問題について人様を預かる立場としての難しさ、あるいはこれからもしっかりと方向を見出して、復旧に向けて歩み出してほしいという願望と支援の方策、こういったものについて先ほど来御質問をいただいた中で、住宅と、あるいは雇用の問題の密接な関係もしっかりとつけていかなければならないというふうに思っているところでございます。

そんな中で、どういう対応をしたのかということでございますが、情報収集、また町民への情報伝達、これらにつきましては、先ほど前の議員さんにお答えをしたとおりでございますが、未曾有の大震災でありまして、地域並びに住民の生命、財産の保護のために発生と同時に災害対策本部を設置して対応をしてきたと。きのうまで、回数で申し上げれば59回の災対本部会議

を開催をして対応してきたということでございます。被害状況は広範囲に及んでおりますので、いち早く町外の避難者の受け入れを表明をし、最大で72名、中新田交流センターにお預かりをしたということでございます。

ライフラインの関係で申し上げれば、上下水道、ガス、電力、電話、こういったものの対応の中にガソリンのマニュアルというものが、想定外と言ったらこれはしかられる話かもしれませんが、先ほどもそういった災害防止協定を結んでおく必要があるのではないかと新田議員からの御指摘もいただきましたが、なかなかそこまで至らなかったということの反省があるわけでございます。なおまた病院にかかっている方、特に人工透析患者さんへの対応ということ、こういったものの難しさが浮き彫りになったということでございます。

また、発生と同時に自主避難をされた方、最大で315人おられたということをお話を申し上げましたが、この対応、情報が一部、これは少し後手後手になった嫌いも当然あるわけでございます。後でわかったことでございますけれども、食事のときだけ来ておられる方も中にはおられたというふうなこともございました。行政区への支援物資の供給場所の指定が、これも後手に回ったきらいがあるということ。町内の親戚等へ避難者を確認をしろということで指示をしたわけでございますが、なかなかこれも電話が通じない、あるいはガソリン不足もございまして、即集約ができなかったきらいがあるということでございます。集約に時間を要したこと、幸いにして大きな被害があったと、町内ではそういうあれが、死者がなかったと。ただ、沿岸部に仕事に行き行って亡くなった方が1人おられたということでございますが、この状況等の確認ということの大事さを一番反省点として挙げなければならないと思います。

また、この放射能の問題、議員さん方からそれぞれ御質問をいただきました。これはまさしく想定外のことでございまして、これもしかられる話かもしれませんが、沿岸でなくて内陸がなぜここまでという思いがあるわけでございますが、しかしこういったものの対応マニュアルというものは町の段階ではなかったということでございます。

以上、課題として挙げれば、こういうことが事例として挙げられるというふうに思います。これからの防災対策といたしましては、県の震災復興計画、この震災を平成32年度まで復興する計画としているということ、3年間は復旧期、次の4年間で再生期、最後の3年間で発展期として、県民が主体の復興に向けて進んでいくという方向を示しております。町といたしましても、この県の復興計画に関しましては、その一翼を担うとともに、少なくとも可能な限りでの支援のもとに復興モデル地区に先んじられることのないように、町民主役のまちづくり計画と一体となった防災計画を策定して、これを実施、推進してまいりたいと思っております。

今回の大震災で得た教訓でございますが、これも先ほど来のお話に尽きるわけでございますが、友好都市災害防止協定を結んでいるところからの支援というものを、大変ありがたく感じるところでございます。なおまた、これに加えて今後災害防止協定が結べる地域があれば、積極的にこれを考えて推進してまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いを申し上げます。

以上、私から震災関係について答弁とさせていただきます。

ああ、それから学校の関係がございました。少子化の中での小中学校の再編について。ここ数年来、町の重要課題として、尾形議員初め町民の皆さんからも、さまざまな機会を通じて御意見をいただいていたところでございます。いずれの意見も、子供たちの教育環境の充実を願うものでございまして、将来を担う人づくりに地域が果たす役割などを真剣に考えられたものでございまして、学校に対する思いの深さを改めて実感をしておられるということでございます。また、学校を単なる教育施設としてだけではなくて、地域づくりの一翼を担う拠点として考えていかなければならないという思いを一層強くしているところでもございます。

このような流れの中で、先ほど来これもお答えをしているところでございますが、平成21年に、教育委員会に対して学校教育の全体像について、短期的視点と中長期的なビジョンに立った再編計画を策定を定義をいたしたところでございます。現在、教育委員会において、今後の児童生徒数の推移、校舎の状況などを総合的に分析しながら、学校教育の将来構想の策定に取り組んでいるところであるということでございます。

このまま少子化が進んだ場合にどうなるのかということで、三浦又英議員の御質問、御提言にありましたように、積極的に若者が定住できる、そういう構想、ビジョンを打ち出していくときに来ているという思いを強くいたしておるところでございます。「加美町はひとつ」という合言葉のもとに、今後町民、議会、行政が一体となってこの議論を深めていかなければならないと思っておりますので、よろしくお願いを申し上げます。何よりも、加美町の将来を担う子供たちにとって、最もよりよい教育環境整備に努めてまいりたいと考えておりますので、よろしく御理解をいただきたいと思っております。

以上、私からの答弁とさせていただきます。

○議長（一條 光君） 教育長。

〔教育長 土田徹郎君 登壇〕

○教育長（土田徹郎君） それでは、御質問に対しまして、まず最初に大震災における我が町の対応と今後の防災対策というふうなことについてお話をしたいと思います。

学校、園等の被害につきましては、前回、前々回の議会等で報告したとおりでございます。それにつきましては、今改修、修復に急いでいるところでございますが、まだ学校によっては部品、材料等が入らないということで、もう少し時間がかかるというふうなところもございます。

さて、特に今回の大震災ということで、人道的支援というふうなところでお話しさせていただきますが、他市、町より避難してきました児童生徒につきましては、現在小学生が18名、中学生が6名、計24名というふうなことでございます。もう既に帰ったという子供もおります。それで、震災以降、手探りの状況下ということで、教育委員会としましては可能な限り弾力的な受け入れの対応をしてまいりました。特に、区域外就学の相談、手続などにつきましては、直接避難所に行って行ったとか、学校生活において必要となる物品等につきましては、県教委の方から支援物資を全員に支給させていただきました。また、給食費、それから学用品等の就学援助費につきましては、学校を通じて保護者から申請いただき、今回の議会で御承認をいただきましたら早速支給をすることというふうになっております。また、私立幼稚園の通園を希望する方2名につきましても、私立幼稚園就園奨励費の助成対象というふうなことで支給の手だてをとっております。

また、今年度から新たに小学校へのスクールカウンセラーが県から派遣され、各小学校において対人関係の悩みとか発達等の相談に加えて、震災により傷ついた子供たちの心のケアの相談に努めておる。また、東京都教育委員会から派遣されました2名の教員も、鳴瀬小学校に1名、中新田中学校に1名配置することができました。そして、特に被災児童生徒の支援に努力していただいているというふうな状況でございます。

さて、教育委員会では、現在各園、校における防災計画の見直しを進めております。それで、現在の防災計画につきましては、電気、電話、ガソリン等があつて当然のものというふうなことでしたが、今回の大震災で、それらが全くないという状況でどうするのか、子供たちの安全をどう確保するのかというふうなことに基づいて、今回見直しを図っているということでございます。また、教育委員会としましても、各学校との連絡方法等を、さまざまな場合を考えて、それについても再検討をしているというふうなことがございます。

また、放射能問題というふうなことにつきましては、たびたびお答え申し上げましたが、放射線計測器の設置と、また県によるプールの水の検査等、これらの結果等を踏まえて対応していきたいと思っております。

次に、2点目で、我が町の学校教育将来構想についてでございますが、小中学校の再編の問

題につきましては、三浦議員の質問でお答えしたとおり、今教育委員会で話を進めているところでございます。それで、少子化の進行によるというふうなことで、教育環境に大きな影響を及ぼしているというふうなこともございます。将来を担う子供たちのために、よりよい教育環境の整備を進めることが再編の一番の目的であると考えております。

平成21年12月に町長からいただきました、加美町立学校適正規模化に関する意見書に対する回答書にありましたように、学校教育全体像についての再編計画が必要であるという認識のもとに今進めております。教育委員会における学校再編に係る議論については、十分な熟度に達しているとは申し上げられませんが、そう遅くない時期、めどとしましては年内と考えておりますが、方向性、方針をお示ししたいというふうに思っております。

学校再編は、子供たちの未来に係る大変重要な課題でありますので、決して結論を急がず、でも急がなければならないというふうなこともあります。十分な議論を尽くして、さまざまな関係機関との密接な連携を図りながら進めてまいりたいと思っております。御理解のほどをよろしくお願いいたします。

○議長（一條 光君） 再質問を許可いたします。尾形 明君。

○2番（尾形 明君） それでは、まず最初に、災害があるたびに弱者と言われる方々、高齢者、そしてまたひとり暮らし、それから障害者というふうな方々にしわ寄せが行ってしまうような気がします。今回3月11日の14時46分の震災において、そうした方々の、加美町におきましては緊急通信システムを導入しております。その中で、緊急システムも55名ほど利用しております。停電のために利用できないというふうなことであると思います。それで、家庭訪問というふうな形で行われたと思いますが、その3月11日にきちんと安否確認等々が確認できたかどうか質問させていただきます。

○議長（一條 光君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（佐藤勇悦君） 保健福祉課長、お答えいたします。

ただいまの、3月11日の震災後の弱者と言われる高齢者、あるいは障害者の対応ですけれども、現在地域包括支援センターが民生委員さんの協力を得まして、ひとり暮らし、2人暮らしの実態調査を行っております。その台帳は、各民生委員さんと包括の方で持っているということで、3月11日の震災後から12日にかけて、その方々を民生委員さんが回ってもらっております。ただ、電話等が不通になっているということもありましたので、地域包括支援センターの職員並びに保健福祉課の職員、それから各宮崎、小野田の福祉センターの職員、それに社会福祉協議会の職員の方々のお手伝いをいただきまして、こちらから民生委員さんの方にその

状況を確認しにいったという経緯がございます。ですから、いち早くひとり暮らし、2人暮らしの老人の方々の安否状況については、こちらで民生委員さんを通じて確認しているというところでございます。

それから、障害者の関係なのですけれども、加美町には人工呼吸器を使用している方が2名ございます。その方々につきましては、こちらの保健師が早急に出向いて、大崎市民病院なり加美病院に行くように指示をして、そちらで対応をしております。また、在宅の酸素療養をしている方が27名おります。その方々につきましても、こちらから保健師が回りに来て、停電のために酸素の機械が動かないという方につきましては、携帯用の酸素ボンベがございますので、これは停電関係なく使えると。その在庫の本数を確認して、1本当たり8時間から9時間ぐらいいもつと。ですから、普通ですとそれを3本ぐらい持っている方もいると。ただ、在庫3本のうち2本はもう使って1本しかないという、8時間ぐらいの対応しかできないという方もございますので、その方々につきましては加美病院の方に受け入れを要請しまして、そちらで酸素の方を手当てをしてもらっているという実態です。それから、その簡易ボンベの在庫がある方につきましては、2日後だったと思うのですけれども、そのボンベの業者さんに来ていただいて補充をしていただいたということで、停電の中でもすぐ対応をしていただいた部分もありますし、病院の協力を得てその対応をしたということもございました。幸いにも、命に別状のある方が出ないということでしたので、こちらとしてもそういう形で素早く対応をしたのかなと思っております。以上です。

○議長（一條 光君） 尾形 明君。

○2番（尾形 明君） 3月の11、12のその安否確認の方は、いろんな方々で確認をしたというふうなことです、停電は早いところで5日目に通電になったというふうなことで、遅いところでは9日もかかっています。それで、そうしたひとり暮らしの方々が、3日、4日と電気もない電話も通じないというふうなところで、2日、3日、4日、5日というふうな形、その日に町の方のそうしたスタッフの方々が、毎日のようにその皆さんの健康管理等々の確認に行っただのかどうかお伺いしたいと思います。

○議長（一條 光君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（佐藤勇悦君） 保健福祉課長です。

まず、民生委員さんが、先ほど言いましたように11、12と見回って、包括の方にその状況をこちらに報告があったと。それで、体の関係で、どうしても家にいられないという方につきましては、避難所であります中新田の福祉センター、そちらの方に移動していただいた方もござ

います。それから、民生委員なり近所の人にも話をかけまして、常にその状況を見ていただくというような方法で見守っていただいていると。それから、そのほかに物資、食料とかですね。その辺で不足な部分も聞き取りしまして、こちらから物資として運んだという経緯もございました。以上です。

○議長（一條 光君） 尾形 明君。

○2番（尾形 明君） 災害が、想定外の災害というふうなことで長期化した場合に、やはり職員の方々、あるいは民生委員の方々だけで対応がなかなか厳しいのかなというふうに思います。それで、前段の方でも話があったのですけれども、やはり自主防災組織の育成等においても、そうした方々、その地域のサポーターといいますか、そうした方々のサポートできるような体制も、共助というふうな意味で今後考えなければならないのかなと。

ちなみに、私の方の地域では5年ほど前に、地域は自分たちで創造し、自分たちで守るというふうなことで、防災に関するルールづくりをして、そしてみずから防災マップをつくったというふうな経過があるのですけれども、やはりきょうも前段で話があったように、79ある自主防災の組織の意識を高めながら、自分たちが一体何ができるのかというふうなことをもっと考える必要があるのかなというふうに思います。

次に行きます。

次は、先ほど教育長の方から話があったのですが、14時46分といいますと、子供たちは授業をしている教室もあれば、グラウンドで遊んでいる子供たちもいれば、あるいは下校というふうなことであると思うのですが、今回のそうした時間帯での学校の対応、そして先生方、その後のうちではこうでした。あるいは、こういうふうないいことがありました。こういうふうなところで反省しなければならないというふうなことがありましたらお願いしたいと思います。

○議長（一條 光君） 教育長。

○教育長（土田徹郎君） 3月11日の当日ですが、幸いなことが、逆に不幸中の幸いが多かったのかなと。学校についてはですね。というのは、まず中学校については午前中卒業式だったわけです。それで、午後はもう生徒は学校にいないという状況。それから、小学校については下校する前だったということです。つまり、学校にいたと。終わってですね。それが逆に幸いしたのかなというふうに思っております。

それで、中学校については帰ったというふうなことで、手分けをして教職員は安否確認をしました。それからまた小学校については、ほとんどの保護者なりが迎えにきたというふうなことで、中新田小の体育館、最初本部になったわけですが、そこに迎えを待つ子供たち、最終的

に8時近かったですかね、保護者に引き渡したというのが。というふうなことがありました。それで、各学校では教員が地域に分かれて送っていったというふうなところ、いろいろございます。そして、それがすべて確かに家に届きましたというふうなことが各校長から連絡がありました。それが、最終的に、電話が通じないわけなので、中新田地区であれば本部に、それから宮崎、小野田については支所にとかというふうな連絡をもらって、9時前には全部安否確認できたというふうなことになったわけです。

やはり、電話を使えないというのは本当に大変なことであり、最終的に人の手に頼ってしまうのかなというふうなことをつくづく感じさせられたということでございます。以上です。

○議長（一條 光君） 尾形 明君。

○2番（尾形 明君） うちの学校の校長先生が、当日教育委員会の方で2度ほど足を運んでいただいたのですよというふうなことで感謝しておりました。

それで、先ほども話があったのですが、学校の防災マニュアルというのは学校独自でつくるものなのか、教育委員会としてこういうふうなマニュアルにしてくださいよという指導があるのかどうかお伺いします。

○議長（一條 光君） 教育長。

○教育長（土田徹郎君） 各学校の防災マニュアルと緊急対応マニュアルというものにつきましては、各学校独自でというふうなことにはなりますが、やはりそれを委員会としては確認をし、不備な点があれば指摘をしてというふうな指導は行っております。以上でございます。

○議長（一條 光君） 尾形 明君。

○2番（尾形 明君） 今後とも、想定外のいろんな災害が発生した場合に、やはり子供たちの安全確保というふうな部分に町民全員がスクラムを組んで、子供の安全を確保する方向でいければいいなというふうに思いますので、今後ともひとつよろしくお願ひしたいと思います。

次に、人道支援についてであります。被災地、そして被災者の支援というふうなことで、加美町では3月14日に県へ300人程度の受け入れを申し入れたと。大変スピーディーに行ったというふうなことでありますが、実際は72名というふうなことで受け入れたわけですけども、300人というふうなことになれば、どういうふうな施設を当初は考えていたのかというふうなことを質問させていただきます。

○議長（一條 光君） 町長。

○町長（佐藤澄男君） 今思い起こしたのですが、災害発生が3月11日でございます。まだ電気の復旧していないうちに、県から問い合わせがあったということでございます。そのときは、



実態というか、これは変な話なのですが、沿岸部がどれくらいひどい状況であるかということを実際に目にしたわけではなかった状況です。ただ、大変な津波が来て、みんな流されてしまったと。河北新報の写真が、唯一その手がかりみたいな状況であったということを記憶しております。

そんな中で、県がいち早く、比較的被害の軽い内陸部に対してこの要請をしてきたということでございますから、これに即こたえる必要があると。こちらの状況もある程度把握をできましたと。それで、条件つきといたら変なのですが、電気が復旧すれば何百人でもいいですよという話を返してやったということです。それが300という、具体的に言えばそういう数字になったということで、交流センターを初め、体育館なども当然そこに入れるというような大ざっぱな形であったということでございます。

結果的に、72人が最大ということございましたので、交流センターの宿泊施設を一部研修施設もあわせて、あの規模が適当であったといえれば語弊があるかもしれませんが、お世話するにはちょうどいいスペースであったのかなと。ということは、町の職員も、栄養士から調理師、保健師まで、これは当然責任を持つ話でございますから、そういった配置をするということ、あるいはボランティアの皆さん方にも大変お世話になりましたけれども、そういった方々もお世話をするのに、グループ編成をするのにもいい人数だったのかなというふうに思っております。

なお、後で知ったことですが、これはそのほかに縁故を頼られて来られている方もいるだろうということで調査をしましたら、これが100人を超える方々がやっぱり来ておったということです。ですから、実際に加美町に来られた人たちというのは、マックスでやっぱり200人くらいはいたという、そういうことを後から知りました。こういった方々に対する手当てというものも必要だったわけでございますが、なかなかその情報の収集がつかめなかったということも反省の中に、先ほども申し上げましたけれども、そういう状況の中であったということでございます。

○議長（一條 光君） 尾形 明君。

○2番（尾形 明君） 今町長が言われましたように、もし加美町に、まず300人お願いしたいというふうなことでできた場合に、体育館の受け入れが実際本当にその皆さんに対していいのかなというふうな思いがあります。3月29日でしたか27日でしたか、南三陸にボランティアに行った際に状況を見たときに、大変な状況だなと。それで、二次避難として加美町の交流センターに来た72名の方々は大変喜んでおるわけですけども、もしですよ、その交流センターの体

育館だ、あるいはそっちの体育館だというふうなことで体育館だったら、この来た人たちは「いや、体育館では……」というふうな思いをするだろうなということで、いい選択だったのかなというふうに思っております。

そこで、加美町の交流センターにおいて、保健師さんを4月3日から4月15日まで24時間体制で配置したと。それから、栄養士さんも献立等栄養指導等で一応配置されたというふうなことで、環境的には大変いいと思います。それで、今後こうしたことが長期化した場合に、先ほどと同じような話になるのですが、やはり見えないものへの対応といたしますか、心の問題になるのですが、カウンセリングやメンタルケアということも今後考えなければならないことあるのかなというふうに思います。その辺について、ひとつお願いします。

○議長（一條 光君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（佐藤勇悦君） 保健福祉課長です。

ただいま、心のケアというのですか、今後長期滞在になるとなった場合のことだとは思いますが、幸いにも現在中新田交流センターに避難している方につきましては、そういう方は現在のところ見えない、そういう症状が見えていないと。それから、在宅に、先ほど町長も話したように100人近くいるのですけれども、その方々からもそういう情報は集まってはきておりません。

ただ、今後そういうことが出てくるということになりますと、尾形議員御存じのように、加美町の中には精神科医がちょっといないということもございます。それで、もしそういうカウンセリングが必要となれば、県の児童相談所とかにはカウンセリングの資格を持っている方々がおられますけれども、それは児童相談所といえば子供の関係になりますけれども、まずもって加美郡に医師会がございまして、そこに相談と。そこで対応ができないとなれば、県の医師会なり、もしくは県の方に要望して、その辺の県全体でのカウンセリングできる先生の手配なりというような形で要請していく手だてになるのかなと思っています。

現在でも、南三陸等沿岸部で、そういう方々については他県から何か応援が来ているという情報も聞いていますので、最終的には県レベルでその辺の対策を練ってもらうような形になるのではないかと考えていますので、こちらの避難者につきましてはその辺を細心の注意を払いながら、今後保健師なりの指導をさせていきたいと思っております。

○議長（一條 光君） 尾形 明君。関連答弁ですか。関連して。はい、政策推進室長。

○政策推進室長（今野幸伸君） 政策推進室長でございます。

今尾形議員からお話があった件なのですけれども、今交流センターの方に入られている方、

結構応急住宅が当たった方々もおるのですけれども、向こうの状況というのでしょうか、水の問題とか、いろいろな買い物とかという形で結構悩んでいる方々がおりますので、今月の末から個別にその方々とお話し合いをして、町の方でバックアップできる部分、それからそれだけではなくていろんな悩みとかそういうものがあるとすれば、そういう話し会をここに持つということで、福祉課と相談しながら進める予定にしております。以上でございます。

○議長（一條 光君） 本日の会議時間は、議事の都合によりあらかじめこれを延長いたします。  
尾形 明君。

○2番（尾形 明君） 情報によりますと、被災された方々の中で、4家族が県営住宅、田川の県営住宅、あとは教員住宅ですか、あとは民間というふうな形で、将来中には加美町に住みたいというふうな方もいるそうですので、今後まずそうした定住対策ということもあわせて考えなければならないのかなというふうに思います。

先ほど教育長が話をされましたが、被災された家族の中に、小学校と、そして中学校に24名ほど行っているわけですが、私も交流センターの方に4回ほど足を運んだのですが、4月、5月に学費と学用品ですか、それから給食費というのが徴収されたというふうなことだと思いますが、先ほど教育長から、6月のこの定例議会後に、その給食費はそうした方々には無料だというふうなことを聞いていますので、一日も早くそうしたお金がその家族の手元にいけばいいのかなというふうに思いますし、また逆にその4月、5月分の学費とか給食費を、そうした被災された方々から徴収をしない方法はなかったのかなというふうに思うのですが、その辺についてお願いします。

○議長（一條 光君） 教育総務課長。

○教育総務課長（竹中直昭君） 教育総務課長です。

給食費につきましては、各学校によっても、払える人は当然払いますし、生活に困っている人については待って、後で払うというようなところもさまざまでございますけれども、先ほど言いました小中学生に対する就学援助そのものについては、当初その住所地の市町村がするというようなことで我々も非常に困っていたわけなのですが、結果としては今は住所地でない、要するに受け入れ町村でもいいというふうになっておりますけれども、そういったことで避難している人が皆準要保護に当たるわけではないのですけれども、17人の子供の家族というのがすべて流されたりとか、それから原発で避難してきたということで罹災証明書をすぐ発行してもらえたので、そういったものがありましたので、こちらとしてはいろんな細かいところを確認することなく該当するというので、準要保護に該当させていただきます。みんな

なではありませんけれども、17人ですね。生活に困らない人は、避難してきてもそういったものには当たりませんので、ですから申請した者についてはすべて認定になったということです。

○議長（一條 光君） 尾形 明君。

○2番（尾形 明君） 先ほど教育長も話をされましたように、中新田中学校、そして鳴瀬小学校に、東京都の教育委員会から派遣してこられたというふうなことで、大変ありがたいことだなと。そしてまた加美町からも南三陸の方に、保健師さんですか、2名を派遣したというふうなことですが、南三陸からの要請での派遣だったのかどうかお伺いしたいと思います。

○議長（一條 光君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（佐藤勇悦君） 保健福祉課長です。

南三陸には、5月17日から5月の末まででございます。それで、要請がございました。その前に内々的に打診はございましたけれども、というのは、ことしの3月31日に退職されました北部福祉事務所の職員の方で本間さんという方がおられました。その方が中新田の出身の方なのでございますけれども、それでこちらの事情が詳しいということで、被害に遭わなかった加美町に、その職員の手伝いをしていただけないかという打診が内々的にありまして、こちらで検討をして、正式に南三陸の佐藤町長さんからの依頼ということで、2名ずつ延べ18名が南三陸の介護保険の認定事務の方のお手伝いをしたという経緯でございます。

○議長（一條 光君） 尾形 明君。

○2番（尾形 明君） 一番大事な話に入りたいのですが、警備体制についてですが、4日から5日、あるいは遅いところで9日までの停電というふうなことで、公共施設、もちろん警備保障をまず通電されていないというふうなことで、その警備体制について、今回その停電中に加美町で盗難とかがあったのかどうかお伺いしたいと思います。

○議長（一條 光君） 総務課長。

○総務課長・選挙管理委員会書記長（早坂宏也君） 停電直後から、先ほどお話がありました、毎回災害対策本部を開催しています。警察情報、消防署情報、いろいろありまして、町でもガソリン、軽油ですね、ちょっと件数をすっかり記録していませんけれども、それから社会福祉協議会車両、そちらから抜き取りがあったという報告がございまして、町内でもそういう動きは、大きくはないですけれども、数件あったという形で報告を受けています。

○議長（一條 光君） 尾形 明君。

○2番（尾形 明君） 警備保障と契約しているわけですから、万が一そうした停電の際に公共施設に入って物品が盗まれたといった場合に、その責任は、補償といたしますか、どこにあるの

ですか。

○議長（一條 光君） 総務課長。

○総務課長・選挙管理委員会書記長（早坂宏也君） 総務課長です。

盗まれた物品の損害の補てんを、警備保障会社に責任を請求できるかというお話だと思いますけれども、警備保障の委託契約で町の見回り・管理、あるいは通報がありますけれども、その契約書の中に、まるっきり故意な例ですね。警備保障の会社の責任でやった場合には責任を追及できるという形にしていますけれども、こういう震災の際に盗まれたものは、そういう損失を賠償できるかという形になるとなかなか問題があると思いますし、そういう形で損害賠償をするというふうな考えには立っていないところです。

○議長（一條 光君） 尾形 明君。

○2番（尾形 明君） 停電のときには、公共施設等の警備保障を、そうしたときに侵入した場合には警報は鳴るのですか。鳴らないと思うのですが、鳴らないですね。確認です。お願いします。

○議長（一條 光君） 総務課長。

○総務課長・選挙管理委員会書記長（早坂宏也君） 緊急の発電で非常口、そういうのは若干の間つきますけれども、それらの警報類は一切鳴りません。

○議長（一條 光君） 尾形 明君。

○2番（尾形 明君） もちろん、警備保障会社はもう自分たちも大変なので、こちらの方に警備に来るというふうなことは不可能だと思います。そこで、やはり先ほど来話をされておったのですが、停電の期間を短くできる方法を、やはり町でも自主発電とかというふうな部分で考えておかなければもちろんならないのだろうなど。そしてまた、そうした停電の際に公共施設の防犯、警備というものはされていないというふうな認識でいいのですか。どうぞ。

○議長（一條 光君） 総務課長。

○総務課長・選挙管理委員会書記長（早坂宏也君） 総務課長、お答えします。

災害が起きたときは、警備会社の夜間の宿直、それとあわせて職員が24時間体制でそういう警備に当たったと。庁舎、施設につきましてはですね。それから、町内の安全も含めてそういう体制を組んだということで、警備会社だけに任せるというふうな形の中には、今回の震災の場合は立っていなかったということもございます。

○議長（一條 光君） 尾形 明君。

○2番（尾形 明君） 今後、そうしたことも考えていかなければならないのではないかなとい

うふうに思います。

時間も迫っていますので、もう一点だけ、あした議会運営委員会の方から提出されるのですが、特定被害地方公共団体から加美町を含めて四つの町が外れているわけですが……、ですよ。それで、この公共団体に入れば補助金が2割から3割違うというふうな話を聞いたのでありますが、実際に入らなかった場合、入った場合に、どのぐらいの金額の差が出るのかというふうなことをお伺いしたいと思います。

○議長（一條 光君） 企画財政課長。

○企画財政課長（吉田 恵君） 企画財政課長でございます。

御質問の、東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律というものに、本町は地域指定にはなっていますが、地方公共団体としての指定にはならなかったということで、今のお話の丸森町と七ヶ宿町と色麻町と加美町の四つが該当にならなかったということでございます。この経緯につきましては、5月9日に県の市町村課から電話がございまして、その特定被災区域には入っていますが地方公共団体としての対象外になったということで、いわゆる通常の災害時における財政援助はありますけれども、この法律の特別の財政援助という部分には該当しないというような電話でございました。

それで、御存じのとおり、この適用基準には三つございまして、震度が6弱以上であるということ、本町は5強でございました。そして、二つ目は全壊家屋が25戸以上であるということ、それから三つ目として大津波の被災があった公共団体ということでございましたので、この三つで該当しなかったという電話でございました。

しかし、この法律には、四つ目の適用基準というのがございます。その四つ目といいますのは、公共土木施設の災害復旧事業です。それから、災害廃棄物の処理に係る地元の負担額、これが標準税収入割合、ちょっと難しいのですが、町の普通の税収と、それから県税とか、それから国からのいわゆる自動車税みたいなそういうものを足して、それを割り戻し75%という、ちょっと複雑な計算式があるのですが、その町のいわゆる標準税収入割合の5%を超えれば対象になりますよという四つ目の適用基準がございます。ただ、この場合、その標準税収入というのは、この災害が起きた年の年度ということになりますので、3月でありますけれども、年としては23年になりますので23年度の標準税収入ということになります。それで、この数値が確定するのが7月になってからです。それから、当然その町の公共土木施設の災害復旧とか、廃棄物処理に係る経費がどれくらいになるかというのもまだはっきりしていませんので、これがはっきりして、そして5%を超えれば、この適用になるというようなことがございます。

それで、内閣府におけるこの基準の適用の考え方に、市町村ごとの具体的な被害が明らかになった時点で追加の必要性の有無を検討するということになっておりますので、現在担当課として作業を進めているということでございます。

ただ、御質問の、ではこの財政援助は法律に適用すれば2割、3割違うのかということでございますが、例えば道路や下水道工事の場合は適用にならない。現在ですと、補助率が10分の7、適用になりますと補助率が10分の8でございます。それから、瓦れき処理について今回補正をお願いしているわけですが、現在ですと2分の1の補償ということで、2分の1の補償で予算を計上しているわけですが、適用になった場合は、その規模に応じてですが、2分の1から10分の8という、いわゆる5割から8割というふうな段階的に補償率がアップしていくというものでございます。

ただ、本町において該当しなかった場合は、その2分の1の補助を、例えば十分なるような補助を、その補助残については、特別交付税が今回は1,200億円の追加になっておりますので、そちらで該当するのではないかというふうに考えております。一番町にとって、今回ならなかった場合に一番大きな影響を受けるのは、社会教育施設、バツハホールとか小野田文化会館とかですね。そういうものについては、適用にならない場合は補助がなし、適用になった場合は補助が3分の2ほどあるということで、ここでの適用、適用でないというのは、この社会教育施設の場合にはあるというようなことが考えられます。

先ほど申し上げましたとおり、この標準税収入額が確定して被害額もはっきりした段階で、改めてこの四つ目の項目に該当するように、町として市町村課の方に申請をするということでございます。以上です。（「以上で終わります」の声あり）

○議長（一條 光君） 以上をもちまして2番尾形 明君の一般質問は終了いたしました。

これをもちまして本職に通告がありました一般質問はすべて終了いたしました。

一般質問を終わります。

以上で本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれで散会いたします。